

令和 4 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月2日（水曜日）午前10時00分 開会  
午後 2時11分 散会

○議事日程（第 1 号）

- |        |   |        |  |
|--------|---|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                                    | 日程第 15 | 議案第 269 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第 2  | 会期決定の件  | 日程第 16 | 議案第 270 号 赤平市エルム高原施設管理事務所設置条例の一部改正について               |
| 日程第 3  | 諸般の報告   | 日程第 17 | 議案第 271 号 赤平市エルム森林公園条例を廃止する条例の制定について                 |
| 日程第 4  | 市政の報告（市長・教育長）                                 | 日程第 18 | 議案第 272 号 赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について             |
| 日程第 5  | 令和 4 年度市政執行方針演説（市長・教育長）                       | 日程第 19 | 議案第 273 号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 6  | 議案第 260 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について          | 日程第 20 | 議案第 274 号 赤平市都市公園条例の一部改正について                         |
| 日程第 7  | 議案第 261 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について            | 日程第 21 | 議案第 275 号 赤平市市営住宅条例の一部改正について                         |
| 日程第 8  | 議案第 262 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について             | 日程第 22 | 議案第 276 号 令和 3 年度赤平市一般会計補正予算                         |
| 日程第 9  | 議案第 263 号 赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 日程第 23 | 議案第 277 号 令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算                   |
| 日程第 10 | 議案第 264 号 赤平市奨学資金条例を廃止する条例の制定について             | 日程第 24 | 議案第 278 号 令和 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算                  |
| 日程第 11 | 議案第 265 号 赤平市公民館条例の全部改正について                   | 日程第 25 | 議案第 279 号 令和 3 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算                    |
| 日程第 12 | 議案第 266 号 赤平市スポーツセンター条例を廃止する条例の制定について         | 日程第 26 | 議案第 280 号 令和 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正                   |
| 日程第 13 | 議案第 267 号 赤平市児童館条例の一部改正について                   |        |  |
| 日程第 14 | 議案第 268 号 赤平市児童遊園設置条例を廃止する条例の制定に              |        |  |

- 予算
- 日程第 2 7 議案第 2 8 1 号 令和 3 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 2 号 令和 3 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 9 報告第 3 0 号 令和 3 年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

- 日程第 1 4 議案第 2 6 8 号 赤平市児童遊園設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 6 9 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 2 7 0 号 赤平市エルム高原施設管理事務所設置条例の一部改正について

- 日程第 1 7 議案第 2 7 1 号 赤平市エルム森林公園条例を廃止する条例の制定について

#### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和 4 年度市政執行方針演説（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 2 6 0 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 6 1 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 6 2 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 6 3 号 赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 6 4 号 赤平市奨学資金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 6 5 号 赤平市公民館条例の全部改正について
- 日程第 1 2 議案第 2 6 6 号 赤平市スポーツセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 6 7 号 赤平市児童館条例の一部改正について

- 日程第 1 8 議案第 2 7 2 号 赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

- 日程第 1 9 議案第 2 7 3 号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 0 議案第 2 7 4 号 赤平市都市公園条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 2 7 5 号 赤平市市営住宅条例の一部改正について

- 日程第 2 2 議案第 2 7 6 号 令和 3 年度赤平市一般会計補正予算

- 日程第 2 3 議案第 2 7 7 号 令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

- 日程第 2 4 議案第 2 7 8 号 令和 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 日程第 2 5 議案第 2 7 9 号 令和 3 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算

- 日程第 2 6 議案第 2 8 0 号 令和 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

- 日程第 2 7 議案第 2 8 1 号 令和 3 年度赤平市水道事業会計補正予算

- 日程第 2 8 議案第 2 8 2 号 令和 3 年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第29 報告第30号 令和3年度定期  
監査及び財政的援助団体監査報告  
について

○出席議員 10名

1番 若山 武信 君  
2番 東 成一 君  
3番 鈴木 明広 君  
4番 安藤 繁 君  
5番 北市 勲 君  
6番 伊藤 新一 君  
7番 木村 恵 君  
8番 五十嵐 美知 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 畠山 渉 君  
教育委員会教育長 高橋 雅明 君  
監査委員 目黒 雅晴 君  
選挙管理委員会  
委員長 河西 広美 君  
農業委員会会長 中村 英昭 君

---

副市長 永川 郁郎 君  
総務課長 若狭 正 君  
企画課長 林 伸樹 君  
財政課長 丸山 貴志 君  
税務課長 坂本 和彦 君  
市民生活課長 井波 雅彦 君  
社会福祉課長 蒲原 英二 君  
介護健康推進課長 千葉 睦 君  
商工労政観光課長 磯貝 直輝 君  
農政課長 柳町 隆之 君  
建設課長 林 賢治 君  
上下水道課長 亀谷 貞行 君  
会計管理者 斎藤 政弘 君

あかびら市立病院  
事務局長 井上 英智 君

教育委員会 学校教育課長 尾堂 裕之 君

〃 社会教育課長 梶 哲也 君

監査事務局長 中西 智彦 君

選挙管理委員会  
事務局長 若狭 正 君

農業委員会  
事務局長 柳町 隆之 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井 明伸 君

〃 総務議事担当主幹 笹木 芳恵 君

〃 総務議事係長 伊藤 千穂子 君

(午前10時00分 開 会)

○議長（竹村恵一君） これより、令和4年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番鈴木議員、6番伊藤議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの17日間と決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は32件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和3年第4回定例会以降令和4年3月1日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げますが、年明けから北海道を含む全国でいわゆる第6波が猛威を振るい、連日過去最高の新規感染者数を更新したことは報道等でご承知のとおりでございます。本年1月27日から北海道におけるまん延防止等重点措置が適用となり、空知総合振興局長をはじめとする空知管内24市町の首長において共同メッセージを発信するとともに、市長メッセージとして私からも赤平市民の皆様に対して感染予防等のお願いをいたしました。道は、毎週直近7日間の感染状況を市町村別に公表しておりますが、それによると本年においても感染者は確認されており、その中には既に公表しておりますが、市職員の感染者も含まれ、さらには市内の高齢者施設においても数名の感染が確認されております。現在新型コロナウイルスの変異株は、ほぼオミクロン株に置き換わり、特定の方を除き、重症化しにくいと言われていた反面、非常に感染力が強いとも言われております。市民の皆様におかれましては、これまでも十分な感染対策を取ってきたことと思われませんが、引き続きマスクの着用や手洗いなど基本的な感染防止行動の徹底をお願いいたします。

それでは最初に、新型コロナウイルス感染症対策関連の取組状況等についてご報告させていただきます。初めに、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種についてでございますが、昨年12月下旬から市内医療従事者に、本年2月上旬から市内高齢者施設入所者及び施設職員に接種が行われたところであります。一般の方への接種につきましては、2回目の

接種日順に日にちを区切り、2月2日より順次接種券の発送を行っているところであります。対象者は、18歳以上で2回目の接種日から原則8か月以上経過された方としておりましたが、接種体制及びワクチンの供給状況が整った場合は6か月までの前倒しが可能となったため、本市においてもワクチンの供給状況等を見ながら前倒しして接種を進めているところであります。ワクチン接種会場となっております市内3か所の医療機関では、2月14日から接種を開始しておりまして、2月末日現在接種対象人口の46.4%の方が3回目の接種を終えたところでございます。引き続き医療機関と調整を図りながら、接種業務を進めてまいります。5歳から11歳の子供を対象としたワクチン接種につきましては、小児科医や小児への予防接種に対応できる医師が必要とされております。しかし、小児科医が不在のため、子供へのワクチン接種の見通しが立たず、対応に苦慮している近隣市町があります。そこで、赤平市といたしましては、小児科医が在籍しているあかびら市立病院にて近隣の芦別市と歌志内市の子供へのワクチン接種も実施できるよう進めているところであります。

次に、赤平市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等経営持続化支援金についてでございますが、対象期間を昨年9月から11月までの3か月間とし、前々年同月比で事業収入が30%以上または50%以上減少した個人及び法人事業者に支援金を交付し、コロナ禍で大きく影響を受ける中小企業者等の経営持続化及び雇用の継続を支援する制度でございます。これまでの交付状況につきましては、30%以上減少した事業者73件の申請を受理し、そのうち50%以上減少した事業者7件、183人分の雇用者加算を含め、2月末日現在全体で1,855万円を交付したところであります。

次に、オールあかびら！たすけ愛商品券についてでございますが、昨年12月末で使用期限を迎え、実績といたしましては使用率98.3%と前回より高い使用率となったところであります。また、今回は飲食

券を地域商品券に変更したことにより幅広い業種で商品券が使用され、加えて商店街振興対策協議会によるテークアウトキャンペーンとの相乗効果により、これまで同様飲食店への支援、消費拡大につながったものと考えております。

以上が主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施状況でございますが、オミクロン株に置き換わった第6波はピークアウトを迎えたと言われておりますが、いまだに感染者数は高い水準で推移しており、市民生活に大きな影響を与えております。

1月27日から適用になった北海道におけるまん延防止等重点措置につきましても当初の適用期間からさらに延長され、新年会や会合等の中止により、飲食業をはじめ、観光関連業など様々な業種、分野に大きな影響が続いておりますが、飲食店の営業時間短縮要請等に対する支援金につきましても商工会議所と連携、情報共有を図りながら事業者の申請支援をしております。また、飲食店においても店舗での感染リスク低減と利用者への安全をアピールしていくため、道が進めている飲食店感染防止対策認証制度、いわゆる第三者認証制度でございますが、赤平市内の飲食店においてもこれまで市内飲食店の半数以上の26の店舗が認証を受けておりますことから、市民の皆様におかれましても感染対策を十分に行った上でぜひご利用いただければと思います。依然として終息の兆しが見えない新型コロナウイルスでございますが、この大変厳しい状況を市民の皆様をはじめ、市議会、企業、団体、事業者の皆様と共に乗り越えていかなければなりません。赤平市としても全力を挙げて取り組むとともに、今後とも皆様方より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新たな防災協定の締結について申し上げます。大規模災害発生時に停電が発生した場合、復旧の妨げになる障害物の除去等についての相互協力として本年2月21日、北海道電力株式会社と北海道電力ネットワークセンターとの3者間において大規模災害時における相互協定に関する基本協定の主協定

と関連する2つの細目協定を締結いたしました。また、災害時の情報発信の協力として本年1月31日、ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結したところでございます。今後におきましても災害発生時の備えとして各種団体等との連携体制の構築や情報伝達体制の整備に努め、地域住民の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。今年の冬は、雪の降り始めは例年より若干遅めではございましたが、降り始めてからはすぐに長期積雪となり、2月末日現在の降雪累計は543センチと平年並みとなっております。一方、積雪につきましては、断続的な降雪と大雪により最大積雪深が133センチと大雪であった平成29年度以来の記録となり、現在も平年より多い状況となっております。特に12月31日、大みそかの大雪、さらには1月13日から14日にかけて発達した低気圧の停滞と強い冬の気圧配置の影響を受け、過去最大級の降雪と積雪をもたらし、道路状況を悪化させ、通行にも支障を来したところであります。このため、除雪の出動基準となる降雪日数が12月から1月にかけて特に多く、これまで20回と平年を上回る出動回数となっており、加えて大雪による路面状況の悪化から緊急的な出動も増大した上、排雪作業の進捗にも影響を及ぼしたところでございます。今後におきましても引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を来さぬよう効果的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。北海道における令和3年の交通事故発生件数は8,304件、負傷者数9,598人、死亡者数120人と死亡者数については北海道の交通事故統計が残っている昭和22年以降最少となった平成30年の141人をさらに下回り、過去最少となったところでございますが、事故発生件数及び負傷者数は平成28年以来5年ぶりに増加が見られたところであります。一方、本市における令和3年の交通事故発生件数は6件、負傷者数は6人、死亡者数はゼロ人といずれにおいても前年を下回

り、市民の皆様をはじめ、各町内会、関係団体の皆様方の地道な交通安全運動の積み重ねによるものと思っております。加えて、赤平市交通安全推進協議会においては、交通安全看板の設置を行うなど一丸となって交通安全運動に取り組んだことが評価され、北海道警察本部交通部長感謝状を受賞したところであります。一昨年10月の交通死亡事故から間もなく500日を経過するところでございますが、今後におきましても国や道と情報共有、連携を図りながら市内の交通安全関係団体や町内会、市民の皆様の一層のご協力を賜り、交通安全運動の推進を図ってまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、本年4月に開校する赤平市立赤平小学校校舎の完成についてであります。市民の皆様のお力添えをいただき、2か年にわたる工事の末、新赤平小学校の校舎が1月31日に無事完成をいたしました。市内唯一の小学校として中学校の隣地に建設され、体育館を校舎で囲むコンパクトなレイアウト、図書、パソコン、視聴覚機能を持つメディアセンターを学校の中心に配置する特徴を持ち、赤平中学校に続き新たな赤平のシンボルが誕生いたしました。4月からは、茂尻、豊里、赤間小学校の3校の児童がそれぞれの学校の歴史と伝統を結集し、新赤平小学校において新たな歴史を刻んでまいります。また、2月

の26日に新校舎屋内体育館において竣工式を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策のため、式典は校舎建設に関わった方々や赤平市出身の書家、石飛博光様揮毫の校歌などを寄贈いただいた方々への感謝状及び表彰額の贈呈を中心に短時間での実施となりましたが、厳粛のうちに終了し、式典終了後ご来賓及び統合準備委員会委員など出席者による施設視察を行ったところであります。さらに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、午後1時から4時まで保護者や地域住民などを対象とした内覧会を実施し、約310名の方々にお越しをいただきました。

次に、令和4年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。小学校につきましては、全児童数が250名となり、令和3年度と比較して17名の減となる見込みです。また、新入学児童数は33名の見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は全体で10学級となり、統合の影響で8学級の大幅な減となる見込みです。中学校につきましては、全児童数が165名となり、令和3年度と比較して9名の減となる見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は6学級となり、増減はない見込みです。小学校の特別支援学級につきましては、全児童数が19名となり、令和3年度と比較して2名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては、全体で4学級となり、統合の影響で2学級の減となる見込みです。中学校の特別支援学級につきましては、生徒数が13名となり、令和3年度と比較して1名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては3学級となり、1学級の減となる見込みです。

次に、赤平幼稚園についてであります。令和4年度は新規入園希望者と合わせて3歳児が9名、4歳児が6名、5歳児が11名の計26名となり、令和3年度と比較して3歳児が2名の増、4歳児が5名の減、5歳児が2名の減となり、合わせて5名の減となる見込みです。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。

今年度末をもって卒業する中学3年生の進路につきましては、中学校においてきめ細かな進路指導を行ってまいりましたが、卒業生61名は主に近隣市町の高校などへの出願手続を完了したところでございます。

次に、給食センター関係であります。給食センターに対してJAたきかわゆめびりか生産部会赤平様より給食米40キロを寄贈していただきましたので、子供たちに安全、安心なお米を食べてもらいます。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、1月9日、交流センターみらいにおいて令和4年赤平市新成人を祝う会を開催いたしました。対象者78名のうち58名が参加し、本年も厳かな中、赤平火太鼓の記念公演などの催しは新型コロナウイルス感染症対策のため取りやめとしたところですが、華やかに式典を執り行ったところであります。ご来賓やご家族の祝福を受けるとともに、次代の担い手としての今後の活躍を期待される祝う会となりました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。例年冬期間に開催しております青少年健全育成子どもかるた会、百人一首大会、青少年健全育成冬季スポーツ大会、こども冬あそび、エルムで雪あそびですが、子供たちの健康と安全を考慮し、中止としたところであります。

次に、東公民館関係について申し上げます。市内の小中学生を対象に「私の家族」をテーマとして第18回冬休みオリジナルイラスト絵画展を行い、小中学生から18点の作品の応募があり、審査の結果、10名の入賞者及び入選者が選ばれました。例年東公民館及び交流センターみらいで作品展示を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症対策のため取りやめとしたところであります。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月20日、総合体育館において第13回ニュースポーツ大会を行う予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、中止としたところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第5 令和4年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] I はじめに

令和4年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政運営と当面する諸課題を中心に所信を申し述べ、市民の皆様並びに市議会議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株への置き換わりとともに、北海道全域でこれまでにない急速な感染の拡大が続いております。感染力が強い反面、重症化率が低いとされておりますが、感染者数が増え続けると、高齢者や基礎疾患のある方が重症化するリスクがあります。また、濃厚接触者等が増加することにより、様々な業種において業務継続ができなくなる状況も危惧されております。皆様の周囲の方々を感染から守るだけでなく、地域の医療や社会機能を維持していくためにも、感染リスクの高い行動を控え、基本的な感染防止行動の徹底をお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、2回目接種から一定期間経過した方から順次3回目のワクチン接種券を発送し、赤平市医師会のご協力をいただきながら、接種が進んできております。ワクチン接種は発病と重症化の予防が期待されますので、接種についてご検討いただければと思います。

感染拡大防止対策と経済対策という難題を突き付けられておりますが、これまでに、赤平市独自の対

策として、市民の皆様には令和2年、3年と続けて商品券を配布させていただき、飲食店には20万円を2回、ナイト店舗リース料などの支援、中小企業へは4回にわたる支援を実施してきたところであります。

日本国内で初めて感染者が確認されてから2年を経過しました。未だに収束の兆しが見えない状況ではありますが、コロナ禍の中でも対策を講じながら日常生活を送ることができる「ウィズコロナ」、そして今後を見据えた「アフターコロナ」に向け取り組んでまいります。

令和4年度より、茂尻・豊里・赤間の三つの小学校が統合し、新生「赤平小学校」として、子どもたちにとって新たな船出となります。学校は、集団で学び合ったり競い合ったりする中で、子どもたちが育つ場であります。共に刺激し合い支え合いながら、一人ひとりの資質や能力を伸ばし、将来を担う子どもたちの成長の実現に努めてまいります。

今年は、私が市長の任を受け、最終年となります。第6次赤平市総合計画に掲げる、赤平市の将来像「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平」の実現に向け邁進してまいります。

以下、令和4年度における特に重点とした施策につきまして、「第6次赤平市総合計画」の基本目標に沿って申し上げます。

## II 主な施策

### 基本目標1 健やかな暮らしをともに支え合うまち ◎健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、積極的に生活習慣の見直しや改善に取り組めるよう、運動、栄養及び喫煙対策等の健康教育や健康相談を実施してまいります。また、コロナ禍の中ではありますが、保健師の地区担当制により、地域の健康づくりに努めてまいります。

生活習慣病予防対策につきましては、働き盛りの世代や、がんの好発年代の方への特定健診やがん検診の未受診者対策を進めてまいります。

感染症対策につきましては、正しい知識の普及啓



発並びに定期予防接種や小児のインフルエンザワクチン接種費用の助成を引き続き実施してまいります。また、子宮頸がんワクチンの接種勧奨を再開してまいります。

#### ◎地域医療の充実

市立病院の医師・看護師・医療技術者等の人的な体制の充実を図り、近隣の医療機関との連携・協力体制を継続し、救急医療を含め、安心して医療を受けられる体制を維持してまいります。また、地域包括ケア病床につきましては、令和3年度におきましても増床を図り、30床体制としたところであり、引き続き病床の充実とサービスの向上に取り組んでまいります。

#### ◎地域福祉の充実

雪処理に対する支援の充実につきましては、高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もいない世帯について、高齢者世帯等除雪費助成事業を引き続き実施してまいります。

#### ◎出産・子育て支援の充実

子育て支援の充実につきましては、令和4年4月に開校する小学校内において、すべての子どもが自由遊びや学習、多様な体験ができるよう「放課後子供教室」を開設し、その中において保護者の就労等による留守家庭児童をお預かりする、「あかびら児童クラブ」を一体的に行い、児童の健全育成に努めてまいります。

子育て世帯向け住宅の充実につきましては、学校区を中心とした地域で「子育てにやさしい」をコンセプトにした子育て世帯向け住宅4戸を含む、吉野第一団地2号棟を10月入居開始に向け整備してまいります。

子育てに関する経済的支援の充実につきましては、幼児教育・保育の無償化や子ども医療費無料化、高等学校等通学費等支援事業を継続し、子育て世帯を支援してまいります。また、不妊治療の経済的な負担軽減につきましては、国では令和4年度から人工授精や体外受精、顕微受精などが保険適用の対象

となります。これまで一般不妊治療及び特定不妊治療に要する費用の一部を助成してまいりましたが、保険適用後も引き続き治療に要する費用の自己負担分につきましては、助成を実施してまいります。

支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応といたしまして、ひとり親世帯への支援につきましては、子どもが小学校、中学校及び高等学校等へ入学する際に入学支度金を助成するほか、民間賃貸住宅に入居している場合には、支払った家賃の一部を「まごころ商品券」で交付し、ひとり親の経済的負担軽減を引き続き実施してまいります。

#### ◎高齢者支援の充実

介護予防の推進につきましては、高齢者が自ら介護予防に取り組み、自立した生活が送れるよう、引き続き運動教室の開催や、「ゆる元」指導者育成とフォローアップに努めてまいります。

認知症対策の推進につきましては、認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座、令和2年度に作成した認知症ケアパスを活用した認知症サポーターふりかえり講座の開催や相談会を実施してまいります。さらに、多職種で構成される認知症初期集中支援チームを中心に、医療機関との連携を図りながら、認知症の早期発見、早期対応を行ってまいります。

生きがいづくり・社会参加活動の推進につきましては、コロナ禍が長期化する中、生活支援の担い手であるボランティア「エリアサポーター」の活動の機会が減っている状況ではありますが、各地域では見守りや生活支援、人との交流する場所づくりに貢献をいただいております。今後も生活支援コーディネーターを中心にエリアサポーターの育成と活動を支援してまいります。

#### ◎障がい者支援の充実

手話の普及啓発につきましては、手話奉仕員の研修会や奉仕員の派遣事業等により、手話を必要とする市民が安心して生活できるよう、手話が使いやすい環境を整えてまいります。また、令和2年度から開始しました、専用タブレットを活用し、各窓口で

の相談や手続き等を行える、遠隔手話サービスによる意思疎通支援を引き続き実施してまいります。

基本目標2 安全・安心で快適に暮らせるまち

### ◎移住・定住の促進

市営住宅の適正管理につきましては、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、老朽化が著しい公的住宅の計画的な建替えや改善・修繕の実施により、良質な住宅ストックの形成とともに、適正な供給戸数の確保を目指し、住宅セーフティネットづくりを進めてまいります。

吉野団地の建替事業につきましては、1棟12戸を建設中であり、令和4年10月入居開始に向けて外構・駐車場を整備してまいります。また、3号棟以降の建設につきましては、入居希望再調査の結果、希望者減少のため中止とし、今後、段階的に建替対象住棟を除却してまいります。

既設の公的住宅につきましては、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退去時の補修を行うとともに、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めるほか、入居率の低い住棟については棟別移転集約を進め、住吉団地など6団地17棟111戸を除却してまいります。また、計画的な改修により住環境の改善や建物の延命化を目的とした長寿命化型改善事業として、福栄団地2号棟の屋上防水、外壁を改修してまいります。

民間住宅につきましては、住宅の選択肢拡大を図り、若年世帯等の移住・定住を促進するため、「民間賃貸住宅建設助成事業」、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」を継続してまいります。また、安心して住み続けられる住まいづくりと、住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を継続してまいります。

空き家バンク事業につきましては、地域における空き家、アパート情報を集約し、ウェブサイトに掲載する「あかびら住みかエール」が住替えや移住を希望される方への重要なツールとなっております。今後も空き家等の有効活用を進めるとともに、移住

・定住の促進、住宅ストックの活用を図り、空き家バンク事業を推進してまいります。

移住者への支援の促進につきましては、「民間賃貸住宅家賃助成事業」、「移住定住促進就職祝金」、「人材育成・定住促進奨学金制度による奨学金の返還金免除」を継続し、また、東京圏からのUIJターンによる赤平市への移住者に対し移住支援金を支給する、「UIJターン新規就業事業」を実施し、市内への移住・定住と雇用の確保を図ってまいります。

### ◎環境衛生の充実

家庭から排出されるごみを効率的かつ安全に収集し、廃棄物の減量化、リデュース・リユース・リサイクル等の推進に努めるため、じん芥収集車を更新してまいります。

### ◎上水道・下水道の保全

上水道事業につきましては、老朽化した配水管路の更新及び耐震化を進めるとともに、浄水施設についても同様に主要ポンプを更新してまいります。また、持続可能な運営を目指し財政マネジメントを引き続き検討してまいります。

下水道事業につきましては、令和4年度から地方公営企業法を適用し、事業の財政状態と経営成績を明確に把握し、経営基盤の強化を図ってまいります。また、浸水被害の低減のため、引き続き雨水管渠を整備してまいります。

### ◎道路・公共交通の整備

市内道路網の整備につきましては、安全な通行確保や住環境整備に向け事業を進めており、北文本通外2路線の改良舗装工事を実施してまいります。また、既存の道路につきましても、緊急性と安全性を考慮しながら路面補修や側溝整備、道路付属物等の更新に努めてまいります。

橋梁につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理や改修工事を計画的、効率的に推進するため、左大谷沢1号橋外2橋の改修工事を実施してまいります。

公共交通の確保につきましては、赤平市地域公共

交通活性化協議会において検討を重ねているところでありますが、昨年12月に実施した乗合タクシー短期実証運行の検証などを基に「地域公共交通計画」を策定し、令和4年度におきましては、運行範囲や対象者の見直しも行いながら、長期間での乗合タクシーの実証運行を行い、交通・買い物弱者対策を進めてまいります。また、広域での公共交通につきましては、令和4年度に中空知地域公共交通活性化協議会が発足されます。市民の通学・通院や買い物等、中空知における地域公共交通のあり方について、近隣市町とも連携し協議してまいります。あわせて、根本本線対策協議会においても、構成市町村、JR北海道と連携し、鉄道の維持・存続に向け取り組むとともに、中央バスに対しましても、沿線市町と連携を図り、協力・支援のあり方について検討してまいります。

除排雪等の充実につきましては、近年は局所的な暴風雪や大雪など、気候変動による影響が懸念される状況も見受けられます。冬期間における安全で円滑な冬期交通の確保を図るため、計画的な除排雪対策に努めるとともに、除排雪作業や道路交通に支障がないよう、除雪マナーの啓発に努めてまいります。また、私道除雪であります。生活道路として利用されており、冬期間においても通行の確保が必要な私道につきましては、一定の基準により、引き続き対応してまいります。

#### ◎防災体制の充実

災害発生に備え、備蓄品の更新や品目の拡充に努めているところであります。備蓄品につきましては、近年では、新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品や男女のニーズの違いを考慮した整備などが課題となっております。備蓄品の適正な管理や更新、災害発生時に必要な品目の把握に努め、効果的な災害対策を行えるよう整備を進めてまいります。また、赤平市防災マップにつきましては、令和4年度に更新を行い、全戸配布するほか、赤平市総合防災訓練や講話等啓発事業に活用し、市民の防災意識の向上に努めてまいります。

災害時における防災対策の拠点となる市庁舎でございますが、施設の機能維持に努めるとともに、温室効果ガス排出量及び消費電力を削減するため、設備の更新並びに庁内照明のLED化を図ってまいります。

治水対策の推進につきましては、河道内に土砂等が堆積し流下能力が低下している河川について、土砂を取り除き大雨による災害の未然防止を図るため、令和4年度において河川の調査・計画を策定し浚渫工事の実施に向け準備をしてまいります。

#### ◎消防体制の充実

市民の生命や財産を火災から守るとともに、近年の大規模・複雑化された災害現場指揮に対応するため、指令車を更新し、消防体制の充実を図ってまいります。

#### 基本目標3 活力に満ちた魅力あふれるまち

#### ◎工業の振興

長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大による売上の減少など、まちの経済に大きな影響を受けております。現在も、生産調整や雇用調整を余儀なくされる企業もあり、これまで事業の継続や雇用の確保のため、切れ目のない支援を目指して取り組んでまいりました。今後も引き続き、国や道の支援策を踏まえ、コロナ禍での工業振興への対策を検討してまいります。

安定的な生産活動への支援につきましては、設備投資を行う企業に対し企業振興促進条例に基づく助成を行い、企業の育成と雇用の拡大に向けて支援してまいります。更に、生産基盤の安定と経営体制強化を図る企業に対し、中小企業融資制度を継続してまいります。また、新規事業に取り組む、意欲的で前向きな中小企業をサポートするため、新製品の開発や新分野進出、販路拡大などを支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」を継続し、ウィズコロナ・アフターコロナに対応する事業者へ支援してまいります。

雇用の確保対策につきましては、企業情報WEBサイトの充実や新規学卒者への合同企業説明会を開

催するなど、コロナ禍に対応した求人・雇用情報の提供を進め、雇用支援体制の充実を図ってまいります。

人材育成につきましては、「産業フェスティバル」や「産業振興人材育成事業」に対し、感染防止対策の徹底とともに、事業内容や時期を検討し、実施に向けての対応を進めてまいります。

#### ◎商業の振興

新型コロナウイルス感染症拡大によるイベントや会合などの中止、会食等の自粛などにより影響を受けた飲食業者等に対し、事業継続への支援金をはじめ、「たすけ愛商品券」の発行や商店街振興対策協議会による「テイクアウトキャンペーン」など、お店と消費者が助け合い、市民一丸となってこの難局を乗り越えられるよう取り組んでまいりました。今後につきましても、コロナ禍の状況を見据えたうえで、国や道の動向を注視し、必要な支援を検討してまいります。

「スーパープレミアム付商品券」につきましては、市内の消費喚起と地域商業の活性化を図るため、引き続き実施してまいります。

コロナ禍においても、新たに創業される事業者に対する支援として「起業支援事業補助金」、店舗の外装等を整備する事業者に対して支援する「店舗整備魅力向上事業補助金」など制度の周知を図り、明るい魅力ある商店街づくりを推進してまいります。

地域商業を守るため、商工会議所や商店街振興対策協議会と連携し、新たな生活様式に対応した支援を検討し、商業の振興に向けた取り組みを進め、活力あるまちづくりを推進してまいります。

#### ◎農林業の振興

農業生産基盤の充実につきましては、担い手の高齢化や後継者不足に対し、営農に必要な資格取得や販路拡大等の支援を行いながら、認定農業者等の確保・育成に努め、経営意欲のある担い手に効率的な農地の利用集積を図るとともに、中山間地域等における多面的機能が今後も維持されるよう地域のコミュニティを守るための必要な支援を今後も継続して

まいります。また、令和3年度に赤平市スマート農業研究会を設立したところであり、農家戸数の減少や高齢化に伴う労働者不足を解決するため、ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用したスマート農業を国の動向を見据えながら推進してまいります。

食ブランドの充実につきましては、関係機関との協力体制を強化し、生産団体等が行う事業に対し支援を行い、赤平独自のブランド化を推進することで稲作経営の安定を図ってまいります。さらに、コロナ禍にも対応すべくメディアを活用する等、農産物や特産品のPR・販売を進めてまいります。

計画的な森林整備の促進につきましては、「赤平市森林整備計画」を規範とした具体的な造林等の計画である「森林経営計画」に従い、森林が持つ多面的・公益的機能の発揮に努めております。しかし、伐期を迎えた高林齢の森林が多いにも関わらず、森林整備は木材市況の低迷等により、森林所有者の費用負担が大きく、整備が進んでいない状況であります。そのため、森林所有者の費用負担を軽減する「民有林振興対策事業」により私有林等の伐採後の植栽を確実に実施するよう促し、また、森林環境譲与税を活用した「木育推進事業」により施設の遊具等を整備し、幼少期から木とふれあい、豊かな心を育み、木材利用の推進や多くの市民への森林整備に関する理解を促進してまいります。

#### ◎観光の振興

エルム高原の自然環境を活かして、ブームとなっているアウトドア観光を積極的にPRし、更なるキャンパーの利用促進や、これまでアウトドア体験をしたことがない方にも楽しんでいただけるよう、エルム高原家族旅行村やオートキャンプ場、コテージ「虹の山荘」などの魅力を幅広い層の方々にPRしてまいります。また、「エルム高原温泉ゆったり」につきましては、オープンから27年目を迎え、施設の老朽化が著しいことから計画的な修繕を進め、施設の機能向上や長寿命化に向けて検討してまいります。今後も市民の憩いの場として健康増進はもとよ

り、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

魅力あるイベントの推進につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市内の多くのイベントが中止となりましたが、昨年50回の節目を迎えました市内最大のイベント「あかびら火まつり」は実行委員会の創意工夫により、オンラインで開催することができ、全国の方々に「あかびら火まつり」の歴史や赤平市の魅力を発信したところであります。新型コロナウイルス感染症の状況に応じたイベント内容を検討しなければなりません、開催に向けて感染防止対策を徹底しながら可能な範囲で実施できるよう、これからも支援してまいります。

広域的観光ルートの推進につきましては、日本遺産に認定されました「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」において、「炭鉄港推進協議会」を中心に、自立・自走化に向けた取り組みを推進するとともに、統一感をもった情報発信や訪れた方々が楽しめるよう、環境を整備し、広域的観光ルートの創出に取り組んでまいります。

観光PR活動の充実につきましては、「情報発信基地AKABIRAベース」において、赤平市の農産物や食料品、生產品とあわせて観光情報の発信など継続してPRに努めてまいります。また、お盆の時期に開催しております「AKABIRAベースお盆の市」では新鮮な野菜やとうもろこし、赤平産の胡蝶蘭や盆花、ホットレッグの販売など、多くの方にお越しいただき賑わいを見せているところであります。今後も、今ある特産品の魅力を高め、感染防止対策を徹底し、各種イベントと連携を図りながら、引き続き多くの方に赤平の特産品の魅力を知っていただけるよう努めてまいります。

基本目標4 ともに学び合い豊かな心を育むまち

#### ◎学校教育の充実

確かな学力の育成につきましては、家庭学習が果たす役割は重要と考え、子どもたちの基礎学力の向上を図るため、新たに英語を追加し2教科に拡充した「公設学習塾」を継続してまいります。

ICT環境の整備につきましては、タブレット端

末などICT機器の整備を進め、その有効活用を通して、学習意欲の向上と授業の充実を図ってまいります。

#### ◎生涯学習の推進

赤平市社会教育目標である「ゆとりある人生を求め、生涯にわたり楽しく学び、みんなで創るわたくしたちのまち」を目指し、引き続き、「学ぶ」、「みがく」、「鍛える」、「触れ合う」、「つなぐ」の5つの基本目標に沿った社会教育施策に取り組んでまいります。

交流センターみらいにつきましては、利用者に安全・安心かつ快適な環境を提供し、温室効果ガス排出量及び消費電力を削減するため、館内照明のLED化並びにボイラーを更新してまいります。

#### ◎スポーツ・レクリエーションの振興

総合体育館につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、音響設備を更新するとともに施設機能診断の結果による改修工事の実設計計を行ってまいります。

#### ◎芸術・歴史・文化の推進

炭鉱遺産ガイダンス施設につきましては、令和3年度におきましても新型コロナウイルス感染症拡大により、閉館を余儀なくされたところでありますが、入館者は昨年10月には3万人を突破したところであります。今後も炭鉱遺産ガイダンス施設を拠点に、炭鉱遺産資料の収集、保管、展示などの事業の充実に努めるとともに、地域おこし協力隊による企画展やイベントを通して、炭鉱遺産の魅力を発信してまいります。

基本目標5 ふれあいと交流で創る協働のまち

#### ◎市民参画の推進

市民の主体的活動を育み、地域の活性化を図ることを目的とする団体や人材育成を中心に活動する団体に対し助成する「まちづくり活動推進事業」、「まちづくり・人づくり事業」につきましては、更なる事業のPRを積極的に行いながら、関係団体と連携を図り事業を継続してまいります。

#### ◎広報・広聴の推進

市民の意見や要望を的確に把握し行政の取り組みに反映することが、市民と共に協働のまちづくりを進めるために必要不可欠ですので、赤平版世論調査である市民アンケートを継続して実施してまいります。また、市民アンケートを分析し、その結果を市民に周知することで情報の共有化を行ってまいります。

#### ◎健全な行財政の運営

市民サービス向上を図るため、事務作業の効率化を目指し、定例的な業務を自動化できるRPAの実証実験を行い、一部ではありますが、運用を始めたところでもあります。今後につきましては、RPAの運用に向けて、庁舎内の環境整備を進め、導入してまいります。

公共施設等の総合的な管理の推進につきましては、「公共施設等総合管理計画」に基づき、各公共施設の管理・運営に努めてまいります。特に、小学校統合後、空き校舎となる茂尻・豊里・赤間の3小学校につきましても、適切な情報提供に努め、市民皆様のご意見を伺いながら判断してまいります。

ふるさと納税の「赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金」につきましては、全国から厚いご支援をいただき、制度開始以降、毎年増加をしております。令和4年度におきましても、事業者のご協力をいただきながら、返礼品による地元特産品の消費拡大と市内産業の活性化を促進するとともに、本市のまちづくりへの貴重な財源として有効な活用を図ってまいります。

企業版ふるさと納税の「あかびら創生寄附金」につきましては、昨年、地域再生計画が認定となり、令和4年度においては、企業の皆様から赤平を応援していただけるような魅力ある取り組みの実施や情報の発信に努め、地方創生推進に係る財源の確保を図ってまいります。

#### Ⅲ むすび

以上、今後の私の所信と令和4年度における市政執行について申し上げましたが、私に与えられた任期も最終年を迎えることとなりました。

市民の皆様にお約束させていただいた公約は、政策決定プロセスの確立であり、市民アンケートの実施、事業の決定過程の透明化の大きく二点を示させていただきました。

一点目の市民アンケートは、令和元年から実施しており結果についても「広報あかびら」にて周知しているところでありますが、二点目の「事業の決定過程の透明化」における「事業規模、長期的利用度、代替案」等の行政側からの積極的な情報提供は、ほとんど無かったと思います。それは、例えば大型の建設事業などで財政運営にも影響を及ぼすような事業が結果として無かったためであります。そこで今後、私に与えられた任期の中で取り組むものとしては、赤平市における公共施設の厳しい現状を踏まえた上で、本当に必要な公共サービスとは何か、また、そのサービスを維持していくための負担はどうあるべきかを考えていくことでもあります。それには、市民の皆様と行政が同じ目標を持って、共に行動する「住民協働の公共施設マネジメント」が必要であります。なかでも、この春、市内の3つの小学校が統合いたしますが、統合後の3つの旧校舎に関する運用費及び改修費等の情報を提供し、市民の皆様と共に、その活用の方向性について検討してまいります。

今まさに地球規模で猛威を振るう感染症の影響により、社会や生活の変革を求められ、予測困難な時代を生き抜く術が必要ですが、大切なのは変わりゆく環境に適した変化を常に探求するスタンスです。科学的な根拠を基に市民との対話による判断と、市民に対する説明責任・結果責任を果たすのが政治の重要な役割であります。

私に与えられた残りの任期、環境の変化に適応し、住民主権・住民参加・住民福祉の諸原則の実現に向け全力で取り組んでまいります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、市議会議員各位、並びに市民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和4年度市政執行方針といたします。

○議長（竹村恵一君） 次に、教育行政執行方針に

ついて、教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 I はじめに  
令和4年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

幼稚園及び学校教育においては、これからの社会を生き抜くために求められる資質・能力の育成に向けて、地域社会と連携・協働し、その実現を図ることができるよう、それぞれの段階で教育活動の改善を進めているところであります。

また、赤平市立小・中学校適正配置計画に基づき、（新）赤平小学校が令和4年4月に予定通り開校いたします。最新の施設設備が整った校舎で、充実した教育活動が展開されることを期待しております。

社会教育においては、第6次赤平市社会教育中期計画に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減と活動の充実とのバランスに配慮し、乳幼児・青少年・成人・高齢者の教育、芸術・文化・文化財・スポーツの振興、及び社会教育の基盤整備を図り、市民の主体的な学びや地域における生涯学習活動を支援するとともに、市民の多様なニーズに応じた学習機会の提供や学習成果等が広く活かされる機会の提供を通して、持続可能な生涯学習社会の実践に努めてまいります。

令和4年度につきましても、教育行政を計画的に進めたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症への警戒を継続しながら、衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づき、関係者の協力体制のもと衛生環境を保持するとともに、感染リスクの低減と活動の充実とのバランスに配慮し、令和4年度の教育行政を進めてまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に教育行政を推進する上で、特に重点として設定した取組について申し上げます。

## II 学校教育の推進

### 1 将来に生きて働く学びの充実

1点目は、学びの充実についてです。

これからの時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を子供たちに育むためには、授業力の向上と家庭学習の習慣が非常に重要と考えております。

授業力の向上については、道教委の指導主事による指導訪問において、引き続き各学校の研修を指導してまいります。

また、学習内容の定着については、家庭学習の役割が非常に大きく、学力検査で推し測る結果を改善するためには、家庭学習習慣を改善する必要があると考えます。

そのため、小学校、中学校ともに、学校での学びの復習が家庭学習で実行に移されている状況や、赤平市として設定した家庭学習の時間的な目安がどの程度達成できているかについて、教育委員会としても定期的な把握に努め、学校と家庭が連携して家庭学習習慣の改善を進めたいと考えております。

次に、ICT機器の効果的な活用についてです。

令和2年度の国の施策により、児童生徒一人一人がタブレットを使える環境となるよう、従来の計画より3年前倒しして整備が進められました。

今後については、これからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を育むための授業改善を優先して進めるとともに、タブレットの効果的な活用について、道教委の指導主事による指導訪問を通して、各学校を指導してまいります。

次に、特別支援教育・通級指導の充実についてです。

本市では、平成27年度より赤間小学校において通級指導が開始されていますが、困り感を抱える子供たちは年々増加しており、一人一人の教育的ニーズに応えるための通級指導教室の役割は、ますます重要になっています。

令和4年度についても、引き続き小学校に設置することとなりますが、今後とも指導体制の工夫・充実を進めたいと考えております。

### 2 豊かな心と健やかな体の育成

1点目は、読書習慣の質の向上についてです。

本市においては、各学校とも読書の時間を日課表

に位置づけ、本に親しむ機会を保障しています。良い本や好きな本との出会いが、学校以外でも読書に親しむことにつながることを期待しております。

学校教育の教科の学習の基盤は国語にあるといわれますが、その力を向上させるために効果的なのは、読書習慣の充実にあると考えております。関係団体と連携を深めて、読書活動が活性化するよう努めてまいります。

次に、不登校傾向の児童生徒への対応についてです。

不登校対策で最も重要なことは、学級経営を充実させ、安心して学校生活を送ることができる環境を継続させることです。しかしながら、子供たちを取り巻く環境の影響で、不登校傾向が進行する人数が、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向が見られます。

そのため、各学校では、不登校傾向を早期にとらえ、段階的な解消に向けてきめ細かな対応に努めています。今後についても、不登校傾向への対応策の拡充について検討してまいります。

次に、いじめの未然防止についてです。

赤平市いじめ防止基本方針に位置づけられているとおり、望ましい人間関係の醸成に関する教育活動を充実させ、いじめの未然防止に繋げることが、その基本と考えています。

そのことを踏まえ、いじめを認知する状況になった場合には、子供に寄り添ったきめ細かな指導を迅速に行い、いじめの解決に向けて組織的な対応を進めています。

今後についても、望ましい人間関係の醸成等、いじめの未然防止を組織的に進めることができるよう、各学校及び関係機関と連携を深めて指導の充実を図ってまいります。

次に、望ましい生活リズムの確立についてです。

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかしながら、基本的な生活習慣が乱れている実態が散見されることから、各学校では、生活リ

ズムチェック等の取組により、生活習慣の課題の発見に努めています。

本市においては、スマートフォン等の長時間使用が課題となっており、道教委及びPTAと連携しながら、家庭における生活習慣の改善に向けた働きかけを継続してまいります。

### 3 学びを支える教育環境の充実

1 点目は、授業以外の学習機会の設定と学習意欲の向上についてです。

本市では、漢字検定、英語検定、公設塾への参加を奨励し、学習意欲の向上を図っています。

5年目を迎える漢字検定、英語検定に対する費用補助については、この検定への挑戦を契機に次の級へ挑戦する姿が増える等、一定の成果が認められることから、この支援を継続してまいります。

また、同じく5年目を迎える公設塾ですが、自ら学ぶ中学生を支援するため、開設教科の拡充を図り、家庭での学習に対する関心が高まるように工夫してまいります。

次に、小中連携による9年間の効果的指導についてです。

本市では、小学校の統合を機に、授業スタイルや学習規律の統一が前進してまいりましたが、9年間の効果的指導に繋げるためには、十分ではありません。

小・中学校の9年間を見通した教育活動を充実させるためには、それぞれの学校における教育活動の成果の積み重ねを確実に進め、校内論議をもう一步活性化させる必要があります。

各学校の学校教育目標で示されているめざす姿の評価を繰り返しながら、学校と連携を深め、道教委の指導主事の派遣を通して、小・中学校の9年間を見通した効果的な教育活動の展開に近づくための指導を進めてまいります。

次に、いわゆる「生理の貧困」への対応についてです。

家庭環境や生活困窮等により、生理用品が十分に手に入らない児童・生徒の増加が、コロナ禍の中で



社会問題化しています。

そのため、本市の学校においては、生理用品に困窮することのないよう、学校と連携して環境を整えたいと考えております。

また、学校での学習内容には、体の発育・発達に関係する学びがあります。保健に関する教科学習を中心に、男女の相互理解を深め、尊重し合う態度を養うよう、学校と連携を深めて参ります。

次に、校務支援システムの活用による学校の働き方改革の推進についてです。

本市では、教職員の長時間勤務への改善策の一つとして、「赤平市立学校における業務改善計画」に基づき、令和3年10月より校務支援システムを導入し、令和4年4月からの本格的な稼働を目指してまいりました。

校務支援システムが、働き方改革に可能な限り早く結びつくよう、学校と連携して、校内で教え合う体制づくり及び外部講師による研修を整え、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備の一つとして、有効活用を進めてまいります。

#### 4 信頼される学校づくりと地域連携の充実

1点目は、(新)赤平小学校の開校についてです。

本市では、これまで統合小学校の開校に向けて、校長会、統合準備委員会と連携しながら、統合に関わる諸課題への対応について協議を重ねてまいりました。

令和4年4月に開校を迎えますが、学校教育目標及びそのめざす姿について、市民の皆さまへの周知を進め、学校・家庭・地域の連携基盤を整えてまいります。

次に、コミュニティ・スクールの推進についてです。

本市のコミュニティ・スクールは、4年目を迎え、承認された学校運営の基本方針と関連が深いテーマを基に、学校と地域住民との連携のあり方、地域住民の参加による幅広い学びの場のあり方について、これまで協議してきました。

本年度は、これまで協議してきた計画を具体化さ

せるため、「学校運営協議会」の中で協議を進めてまいります。

### Ⅲ 社会教育の推進

#### 1 ともに学び合い豊かな心を育む社会教育の推進

1点目は、青少年教育についてです。

青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、地域との連携・協働等による社会全体で青少年が健やかな成長を積み上げていくことができるよう、安全・安心な環境をつくることが重要となっております。

そのためには、次の時代を担う青少年に様々な体験や交流を通じて創造性や協調性等を身に付け、夢や目標を持って健やかに成長できるよう、市民団体と協力し青少年教育事業の充実を図ってまいります。

令和4年度も引き続き、集団活動を通じた仲間づくりと青少年リーダー育成等を目的とした「ふるさと少年教室」等の健全育成事業を実施してまいります。

また、全国的に社会問題化されている青少年の非行、いじめ等につきましても青少年教育の課題となっており、学校や児童福祉関係者及び警察との連携による「赤平市青少年非行防止連絡会議」等で、情報交換と協議を行った上で、情報を共有し、児童生徒及び保護者には、引き続き、「校外生活のきまり」で周知するほか、非行等の問題が発生した際には、迅速な対応に努めてまいります。

次に、公民館活動についてです。

東公民館及び交流センターみらいにつきましては、各種講座や教室、サークル活動等を通じて、学びあい、教えあい、交流を深める場として、幅広い年齢層の方々に利用されております。

今後も市民相互の交流や文化活動の充実に繋がるよう利用促進に努め、市民団体並びに関係機関と連携を図りながら、引き続き、生涯学習の推進に努めて参ります。

次に、図書館と読書活動についてです。

市民に親しまれる機能的な図書館運営を目指し、

令和4年度においても、幼児に絵本を渡す「ブックスタート事業」、除籍本を無償で提供する「古本フェスタ」、文京生活館や小学校へ図書館の蔵書の一部を持ち運ぶ「移動図書館」等、幅広い年齢層に対する事業を継続してまいります。

今後も市民の知的ニーズに応え、読書習慣の向上や学習活動等に繋がるよう、適切な図書館運営に努めてまいります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

文化協会を中心とした各種サークルや同好会により、毎年、市民総合文化祭をはじめ、発表会や展示会、研修会等、自主的な芸術・文化活動が行われておりますが、令和3年度もコロナ禍により市民総合文化祭の中止等、芸術・文化活動の制限を余儀なくされました。

芸術・文化活動は、豊かな心を育てる機会となり、コミュニティ形成等にも活かされ、生きがいにも繋がっていることから、引き続き、団体等に対する支援を行ってまいります。

文化財保護に関しては、炭鉱遺産ガイダンス施設を中心として立坑櫓等の炭鉱遺産の紹介やイベントの企画等を通して、北海道及び関係市町村・ツアー会社等と引き続き連携し、多くの方に当市の炭鉱遺産を含めた文化財の魅力を発信してまいります。

次に、体育・スポーツについてです。

子供から高齢者まで、市民の皆さまが生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができるよう、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室、スポーツの各種大会等の開催を通じて、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

具体的には、北翔大学との連携事業として、子供たちの体力向上を目指す「こども体力測定会・走り方教室」、健康増進を図る「市民スマイルウォーキング」、子供たちが元プロ野球選手からの指導を受け、野球の基礎を学び、技術向上を図る「こども野球教室」、健康増進・体力向上を図る「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」、子供・大人を対象とした「水泳教室」等、様々なスポーツ教室を行ってまい

ります。

各スポーツ施設については、安全で快適な利用環境を整えるため、施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

今後も市民の体力の向上及び健康増進等に繋がるよう、北翔大学や体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ団体等と連携してまいります。

なお、「中学生以下の社会教育・体育施設の利用料無料化」につきましては、引き続き本年度も継続してまいります。

次に、地域学校協働本部についてです。

地域学校協働本部には、幅広い層の地域住民や各団体が参画して、緩やかなネットワークを形成することにより、地域ぐるみで子供たちの学びや成長にたずさわる仕組みづくりの一翼を担うことが期待されております。

この地域学校協働本部を4月に立ち上げ、コミュニティ・スクールとの連携を深めるとともに、地域住民等と学校の連携協力体制の基で進められる地域学校協働活動を推進する体制整備を進めてまいります。

次に、放課後子供教室についてです。

「放課後子供教室」につきましては、令和4年度より3校の小学校が統合することに伴い、(新)赤平小学校に放課後における子供たちの安全・安心な居場所を設け、地域住民との関わり合いを通して、子供たちにスポーツ・文化活動等の体験機会の提供をすることにより、心豊かで健やかに育まれる環境の整備に努めてまいります。

#### IV むすび

以上、令和4年度の赤平市教育行政執行方針について申し上げましたが、執行にあたり、教育行政事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価に基づき、学校・家庭・地域・行政の一体となった取組を通じ、より一層開かれた教育行政を目指しながら、効果的に執行してまいりますので、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前 11時39分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第6 議案第260号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第260号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和、配偶者出産休暇等の新設等が示され、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については地方公務員法に基づき国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、所要の改正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第260号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第7 議案第261号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第8 議案第262号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第9 議案第263号赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第261号から議案第263号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第261号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、令和3年の人事院勧告等に基づき期末手当の支給率を年間0.15月引き下げることから、所要の改正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、赤平市特別職の給与に関する条例第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がありますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されるものでございます。

続きまして、議案第262号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、令和3年の人事院勧告等に基づき一般職員の期末手当の支給率を年間0.15月、再任用職員の期末手当の支給率を年間0.10月それぞれ引き下げることから、所要の改正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第263号赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、令和3年の人事院勧告に基づく赤平市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第261号から議案第263号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第261号から第263号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第261号から第263号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、北市議員、御家瀬議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、若山議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上9名を指名いたします。

---

○議長(竹村恵一君) 日程第10 議案第264号赤平市奨学資金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第264号赤平市奨学資金条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

昭和28年の条例制定以来、学資の一部を貸し付けることにより、本市出身者の進学後における費用負担の軽減や学生生活の維持に貢献したところでありますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の一環として平成28年度からの進学者を対象に条例制定された赤平市人材育成奨学金制度により、新たに奨学資金貸付けを希望する者がいない状況となっていることから、本条例の廃止を行うなどとするもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹村恵一君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第264号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長(竹村恵一君) 日程第11 議案第265号赤平市公民館条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第265号赤平市公民館条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

昭和49年のオープンから多くの市民にご利用いただいております赤平市公民館は、平成11年に交流センターみらいが建設されたことによる利用者の減少及び施設の老朽化もあり、平成19年3月31日をもって休止しておりますが、今後におきましても施設の活用は困難な状況であることから、赤平市公民館を廃止し、それに伴い本条例を改正するものであります。

つきましては、本条例は東公民館と併用の条例となっておりますことから、このたび東公民館単独の条例とし、さらには赤平市公民館使用条例を廃止し、本条例に統合して全部の改正を行うなどとするもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹村恵一君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第265号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長(竹村恵一君) 日程第12 議案第266号赤平市スポーツセンター条例を廃止する条例の制定につ

いてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第266号赤平市スポーツセンター条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

昭和45年にオープンした赤平市スポーツセンターは、市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及及び推進を図ることを目的としまして、多くの市民にご利用いただいておりますが、昭和61年に総合体育館が建設され、施設の老朽化等もあって平成20年9月30日をもって休止しており、今後におきましても施設の活用は困難な状況であることから、本条例の廃止を行うなどとするもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君）説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第266号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君）日程第13 議案第267号赤平市児童館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第267号赤平市児童館条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

令和4年4月の統合小学校開校に合わせた放課後子供教室の開設に伴い、現在開館している市内児童館のうち赤平児童館、文京児童館及び平岸児童館につきましてこれまでの児童の利用状況や施設の老朽化等総合的に勘案し、廃止とすることから、所要の改正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君）説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第267号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君）日程第14 議案第268号赤平市児童遊園設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第268号赤平市児童遊園設置条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

市内に居住する児童数の減少に伴い、児童遊園の利用者が減少しており、今後も当該施設を多くの市民に利用していただくため都市公園に用途変更することから、本条例の廃止を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君）説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第268号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君）日程第15 議案第269号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第269号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の

趣旨をご説明申し上げます。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法の一部を改正する法律及び健康保険法の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が施行され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を軽減することに伴い、所要の改正を行うなどとするもので、公布の日から施行するなどとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第269号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第269号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第16 議案第270号赤平市エルム高原施設管理事務所設置条例の一部改正について、日程第17 議案第271号赤平市エルム森林公園条例を廃止する条例の制定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第270号から議案第271号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第270号赤平市エルム高原施設管理事務所設置条例の一部改正についてでございますが、

平成7年に設置されましたエルム高原にある家族旅行村をはじめとする各関連施設を管理している事務所でございますが、今般赤平市エルム森林公園条例の廃止に伴い、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第271号赤平市エルム森林公園条例を廃止する条例の制定についてでございますが、平成2年に設置されたエルム高原のアウトドア施設の一つとして多くのキャンパーにご利用いただいておりますが、平成19年4月をもって休止しております。現在は、エルム高原家族旅行村、オートキャンプ場が核となり、道内外のお客様にご利用いただいておりますが、エルム森林公園につきましても施設の老朽化も著しく、今後におきましても施設の活用は困難な状態であることから、本条例の廃止を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第270号から議案第271号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第270号から第271号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第18 議案第272号赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第272号赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域主権改革一括法の制定に伴い、国の基準を参

酌し、本市における道路状況を踏まえ、本市が管理する市道の構造の技術的基準を定めたものでありますが、今般道路法等の一部を改正する法律及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が施行され、安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の効果的な利用の推進のため道路構造の技術的基準が改められたことなどから、本市においても改正規定を参酌し、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第272号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第19 議案第273号赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第273号赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域主権改革一括法の制定に伴い、国の基準を参酌し、本市における道路状況を踏まえ、本市が管理する市道の高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る基準を定めたものでございますが、今般高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準について定められたことなどから、本市におきましても改正規定を参酌し、所要の改正を行うもので、公布の日から施

行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第273号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第20 議案第274号赤平市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第274号赤平市都市公園条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今年度赤平市都市計画マスタープランや赤平市長期未着手都市計画公園の見直し方針に基づき、都市計画変更を行いましたふれあい公園につきまして新たに整備済みの街区公園として管理を行うため、都市公園に位置づけるものであります。そのほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うなどとするもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第274号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第21 議案第275号赤平

市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第275号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般赤平市字豊里にある旭団地の一部につきまして建て替え計画に基づき用途廃止しましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第275号については、行政常任委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

（午後 1時29分 休憩）

（午後 1時40分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第22 議案第276号令和3年度赤平市一般会計補正予算、日程第23 議案第277号令和3年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第24 議案第278号令和3年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第25 議案第279号令和3年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第26 議案第280号令和3年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第27 議案第281号令和3年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第28 議案第282号令和3年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第276号から議案第282号までの各会計補正予算につきまして提案の趣旨をご説明申し上げますが、過疎対策事業債ソフト分の充当等に伴う財源補正や歳入予算における国庫支出金、繰入金、地方債などの歳出連動予算の補正につきましては一部を除き説明を省略させていただきます。

議案第276号令和3年度赤平市一般会計補正予算（第7号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ1億4,965万2,000円を追加し、予算の総額を131億5,553万7,000円とし、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で債務負担行為の追加、第4条で地方債の変更を定めるものであります。

議案書の3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございますが、既に予算計上されている住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業のほか、本補正予算で提案する社会保障・税番号制度システム整備事業や小学校費及び中学校費に係る新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、令和3年度中の事業の完了が困難であることから、それぞれ金額欄に記載の金額を上限に繰越明許費として令和4年度に繰り越すものであります。

第3表、債務負担行為補正でございますが、今般本市に対して差押え処分が無効であることの確認を求める訴訟が提訴されたことにつきまして応訴を行うに当たり、訴訟の完結が来年度以降になる可能性が高いことから、同委託に関する債務負担行為を追加設定するものであります。

第4表、地方債補正でございますが、道路整備事業債につきましては歳出予算の決算見込み、国庫支出金の変更を勘案し、記載のとおり減額するほか、過疎対策事業債につきましては過疎ソフト分が追加配当になったことにより増額、臨時財政対策債につきましては普通交付税の再算定で措置されました臨時財政対策債償還基金費分相当の借入れを見送ることから減額するものであります。



次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の8ページをお願いいたします。2款1項2目庁舎管理費65万9,000円の増額は、原油価格高騰に伴い、暖房用燃料の不足が見込まれるため、燃料費を増額するものであります。

同じく7目財産管理費の41万9,000円の増額は、財政調整基金の繰替え運用に伴う利子及び資金運用による預金利子を積み立てるものであります。

同じく9目企画費8,000万円の増額は、ふるさとガンバレ応援寄附金の増額に伴い、返礼品に係る費用として報償費3,200万円、手数料1,600万円、基金への積立金3,200万円を増額するものであります。

10ページをお願いいたします。同じく3項1目戸籍住民基本台帳費273万3,000円の増額は、マイナンバーカード所有者の転入、転出手続のワンストップ化を図るため社会保障・税番号システム整備業務委託料を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

12ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費17万2,000円の増額は、4月開設予定の放課後子供教室の準備経費として燃料費5万2,000円、スポーツ安全保険料12万円を計上するもので、諸収入12万円が充当されます。

同じく10目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費80万円の増額は、昨年9月以降に離婚等により養育者の変更があり、本年3月分から新たに児童扶養手当受給者となった方も給付対象となるなど対象範囲が拡大されたことによるもので、全額国庫支出金が充当されます。

14ページをお願いいたします。4款1項3目感染症予防費1,288万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種を前倒しして実施及び土日接種枠の拡大実施に伴い、不足が見込まれる予防接種委託料を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

16ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費221万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことなど

により、未執行となった費用を減額するもので、財源としてあかびらガンバレ応援基金繰入金100万円も減額となります。

18ページをお願いいたします。8款2項3目除雪対策費6,407万1,000円の増額は、今冬の大雪により不足が見込まれる除雪委託料6,451万7,000円を増額するほか、社会資本整備総合交付金の配分額が減額となったことから、雪寒機械購入費44万6,000円を減額するもので、財源として国庫支出金132万5,000円の減額、過疎対策事業債80万円を増額いたします。

同じく4目道路新設改良費3,420万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額が減額となったことから、調査測量委託料200万円、工事請負費3,220万3,000円を減額するもので、財源として国庫支出金2,169万2,000円、道路整備事業債950万円も減額となります。

22ページをお願いいたします。10款2項1目幼稚園費45万円の増額は、原油価格高騰に伴い、暖房用燃料の不足が見込まれるため、燃料費を増額するものであります。

24ページをお願いいたします。同じく3項1目小学校管理費690万円の増額は、原油価格高騰に伴い、暖房用燃料の不足が見込まれるため燃料費190万円、電気暖房使用料の増加などによる光熱水費365万円、今冬の大雪により不足が見込まれる除雪委託料45万円をそれぞれ増額するほか、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品費60万円、備品購入費30万円を増額するもので、国庫支出金45万円が充当されます。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費90万円につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

26ページをお願いいたします。同じく4項1目中学校管理費290万円の増額は、原油価格高騰に伴い、暖房用燃料の不足が見込まれるため燃料費180万円、今冬の大雪により不足が見込まれる除雪委託料20万円を増額するほか、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品費90万円を増額するもので、国庫支出金45万円が充当されます。なお、新型コロナウイル

ス感染症対策に係る経費90万円につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものがあります。

28ページをお願いいたします。同じく5項2目青少年対策費27万3,000円の減額、同じく4目東公民館費31万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等が中止となったことによる未執行の経費を減額するものであります。

同じく6目交流センターみらい費66万円の増額は、今冬の大雪により不足が見込まれる除雪委託料を増額するものであります。

30ページをお願いいたします。同じく6項1目保健体育総務費68万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等が中止となったことによる未執行の経費を減額するものであります。

同じく2目総合体育館費104万5,000円の増額は、原油価格高騰に伴い、暖房用燃料の不足が見込まれるため、燃料費を増額するものであります。

32ページをお願いいたします。11款1項1目元金695万7,000円の増額は、平成22年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び令和2年度借入額確定によるものであります。

34ページをお願いいたします。12款1項2目後期高齢者医療特別会計繰出金541万6,000円の減額、同じく3目下水道事業特別会計繰出金753万8,000円の減額、同じく5目介護サービス事業特別会計繰出金192万7,000円の減額は、今年度の決算見込みによるものであります。

同じく8目病院事業会計繰出金2,091万9,000円の増額は、不採算地区病院に係る特別交付税措置額の増のほか、今年度の決算見込みによるものであります。

36ページをお願いいたします。13款1項1目職員給与と費65万2,000円の増額は、国の経済対策に基づき保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を図るため、本年2月からの収入を3%程度引き上げるために必要な経費を計上するもので、国庫支出金65万円が充当されます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税1億5,457万9,000円の増額は、国の補正予算における交付税総額の増額に伴い、普通交付税の再算定及び調整額が復活したことにより1億3,597万9,000円の増額、不採算地区病院に係る措置額の増により特別交付税1,860万円を増額するものであります。

17款1項3目ふるさとガンバレ応援寄附金8,000万円の増額は、今年度の決算見込みによるものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金1億6,390万9,000円の減額は、本補正の歳入超過額を調整するもので、本補正計上後の財政調整基金残高は12億7,358万9,000円となります。

同じく9目墓地等管理基金繰入金23万5,000円の計上は、事業費の確定によるものであります。

19款1項1目繰越金9,942万3,000円の増額は、令和2年度決算に基づく剰余金の全額を計上するものであります。

20款5項1目雑入12万円の増額は、放課後子供教室におけるスポーツ安全保険料の自己負担分を計上するものであります。

以上、議案第276号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第277号令和3年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出それぞれ388万8,000円を追加し、予算の総額を14億4,315万7,000円とするものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の8ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険事業財政調整基金積立金352万8,000円の増額は、今回の補正の歳入超過額を基金に積み立てるものであります。

10ページをお願いいたします。8款1項3目償還金36万円の増額は、令和2年度事業の確定による精

算により、国、道、支払基金支出金等還付金を増額するものであります。

次に、歳入予算について説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。3款2項1目国民健康保険事業財政調整基金繰入金2,183万6,000円の減額は、繰越金の計上により基金からの繰入れが不要となったことによるものであります。

4款1項1目繰越金2,572万4,000円の増額は、令和2年度決算に基づく剰余金の全額を計上するものであります。

以上、議案第277号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第278号令和3年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額は増減なしとし、予算の総額を2億4,942万7,000円とするものであります。

補正内容につきましては、令和2年度決算に基づく歳入補正となっておりますので、事項別明細書の説明を省略させていただきます。

以上、議案第278号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第279号令和3年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出それぞれ454万円を減額し、予算の総額を5億3,620万5,000円とするものであります。

第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で地方債の変更を定めるものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございますが、石狩川流域下水道事業につきましては令和3年度中の事業の完了が困難であることから、それぞれ金額欄に記載の金額を上限に繰越明許費として令和4年度に繰り越すもの

であります。なお、本市の下水道事業は4月1日より地方公営企業法の適用となることから、本事業につきましては下水道事業特別会計より移行する下水道事業会計に引き継ぐこととなります。

第3表、地方債補正でございますが、歳出予算の決算見込み、国庫支出金などの特定財源の変更を勘案し、記載のとおり減額するものであります。

補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ決算見込みに伴うものとなっておりますので、事項別明細書の説明を省略させていただきます。

以上、議案第279号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第280号令和3年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額は増減なしとし、予算の総額を749万2,000円とするものであります。

補正内容につきましては、令和2年度決算に基づく歳入補正となっておりますので、事項別明細書の説明を省略させていただきます。

以上、議案第280号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第281号令和3年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

第2条におきまして収益的支出が25万8,000円の増額となります。

補正内容につきましては、令和2年度建設工事等完了後の固定資産精査により減価償却費を増額したことや控除対象外消費税を費用化したことによる雑支出の増額、その他決算見込みによる調整などによるものであります。

以上、議案第281号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第282号令和3年度赤平市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

第2条におきまして業務の予定量は医療機器整備

事業が149万5,000円の減額、医療施設整備事業が25万2,000円の減額となります。

第3条におきまして収益的収入は1億9,278万5,000円の増額、収益的支出は9,279万7,000円の減額となります。

第4条におきまして資本的収入は176万3,000円の減額、資本的支出は210万7,000円の減額となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,114万7,000円は翌年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。第5条におきまして企業債の限度額を表のとおり変更し、第6条におきまして職員給与費8,758万9,000円を減額、第7条におきまして他会計からの補助金58万6,000円を減額、第8条におきまして棚卸資産の購入限度額1,242万9,000円を減額するものであります。

3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収入は一般会計繰入金の精算による増減、新型コロナウイルス感染症対策に係る関連する道補助金の追加、退職給付引当金の減少に伴い過年度損益修正益を増額するものであります。

4ページをお願いいたします。支出は、看護職員等処遇改善に係る手当の増額を含め、決算見込みによる給与費の減額、その他の科目も決算見込みによりそれぞれ予算額を増減するものであります。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入は企業債の確定見込みや一般会計出資金の精算によりそれぞれ予算額を減額するものであります。

6ページをお願いいたします。支出は、決算見込みによりそれぞれ減額するものであります。

以上、議案第282号につきまして説明を終了いたします。

以上、議案第276号から282号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありません

か。木村議員。

○7番（木村恵君） 議案第276号令和3年度赤平市一般会計補正予算（第7号）について2点質問します。

12ページ、13ページ、3款2項1目児童福祉総務費17万2,000円の増額について11節役務費ということで12万円の増額があり、新年度に開設される放課後子供教室におけるスポーツ安全保険料と説明がありました。保険料は、年間800円ということだったと思いますので、150名分となるとと思いますが、締切りが2月28日までということでしたので、申込み状況は新年度児童見込み250名に対してどのくらいいたのかをお伺いします。

2点目、14ページ、15ページ、4款1項3目感染症予防費1,288万4,000円増額について提案説明ではワクチン接種前倒しと土日などの接種委託料の増額ということだったのですが、市長報告、今日午前ありまして、5歳から11歳の接種についても述べられておりました。近隣でも道内でも3月から始まるというような報道ありますけれども、その5歳から11歳の分もこの補正に含まれているのか確認したいと思います。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） 3款2項1目11節の役務費12万円の増なのですが、議員おっしゃるとおりスポーツ安全保険料の800円で150人分の増額ということになっておりますけれども、今日3月2日現在で100名の申込みございます。まだ今でも、2月28日に締め切っておりますけれども、何人かずつは申込み来ておりますので、これからは余裕がまだちょっとあると思いますので、大丈夫かと思っております。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 5歳から11歳の子供のワクチン接種についてですが、委託料につきましてはこのたびの補正予算には含めてはおりません。5歳から11歳の子供のワクチン接種の接種体制

及び接種時期につきましては、現在あかびら市立病院、あと芦別市、歌志内の近隣市と現在調整しているところです。

以上です。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第276号から第282号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第276号から第282号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第276号から第282号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（竹村恵一君） 日程第29 報告第30号令和3年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。目黒監査委員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第30号については、報告済みといたします。

---

○議長（竹村恵一君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、明日3日から8日までの6日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日3日から8日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時11分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員 ( 番)

署名議員 ( 番)